

マイナンバー(個人番号)申告についてのお知らせ

「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」の実施に伴い、保険金・年金等のお支払いの際に、生命保険会社が税務署に提出する支払調書等に、お客さまのマイナンバーを記載することが必要となりました。

つきましては、一定金額以上の保険金・年金等のお支払いの際に、お客さまのマイナンバーの申告をお願いすることがございますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

マイナンバーとは

マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバー申告のお願い

生命保険会社は、法令に基づき、お客さまに一定金額以上の保険金・年金等をお支払いする際に、支払調書等を税務署に提出しておりますが、平成28年1月より、お客さまのマイナンバーを支払調書等に記載して提出することが義務付けられたため、お客さまにマイナンバーの申告をお願いしております。

利用目的と情報管理について

お客さまから申告いただきましたマイナンバーにつきましては、当社が税務署へ提出する支払調書等へのマイナンバー記載にのみ利用し、当該目的以外に利用することはありません。

当社におけるマイナンバーの管理につきましては、法令に基づいた適切な安全管理措置を講じております。

また、当社の職員がお客さまからマイナンバー確認書類のコピーをお預かりすることや、お客さまにマイナンバーをお聞きすることはございません。

お支払い手続きについて

マイナンバー申告の有無は、お支払い手続きに直接関係するものではありませんので、マイナンバーの申告がない場合でも、お支払い手続きは進めさせていただきます。

一方で、生命保険会社は、法令に基づき、お客さまのマイナンバーを支払調書等に記載して提出することが義務付けられておりますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、マイナンバーを申告いただけない場合は、あらためて、当社から「マイナンバー申告のお願い」ハガキが届く場合がございます。